

船舶事故等調査報告書

平成21年10月29日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2008広第33号	
事故等種類	運航不能（機関損傷）	
発生日時	平成20年8月26日 17時10分ごろ	
発生場所	愛媛県今治市梶取ノ鼻沖	
事故等調査の経過	平成20年10月7日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 貨物船 第八金生丸、141トン</p> <p>船舶番号、船舶所有者等 131232、個人所有</p>	
乗組員等に関する情報	機関長、五級海技士（機関）	
死傷者等	なし	
損傷	主機過給機タービンケーシング冷却壁の破口	
事故等の経過	本船は、梶取ノ鼻沖を航行中、平成20年8月26日17時10分ごろ、主機過給機が異音を発したので、今治市岡村島沖に錨泊した。その後、本船は、引船にえい航されて広島県尾道糸崎港に入港した。	
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 南西、風力 1</p> <p>海象：潮汐 上げ潮の中央期</p>	
その他の事項	主機過給機タービンケーシング冷却壁の肉厚計測は、検査ごとに実施されていた。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>なし</p> <p>あり</p> <p>なし</p> <p>主機過給機タービンケーシング冷却壁が経年腐食により破口を生じ、冷却水が排気側に漏洩した可能性があると考えられる。</p>
原因	本インシデントは、梶取ノ鼻沖を航行中、主機過給機タービンケーシング冷却壁に経年腐食による破口が生じたため、同過給機が損傷したことにより発生した可能性があると考えられる。	